

令和4年度 事業計画

<基本方針>

わが国においては、人口減少・少子高齢化の進展や雇用状況の変化、地域社会の変化等により生活・福祉課題が複雑化・多様化してきています。そのため、人々が様々な課題を抱えながらもそれぞれの地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が助け合い、支え合う地域を創っていくことのできる地域共生社会の実現が求められています。

そのような中、新型コロナウイルス感染拡大により、依然として失業や収入の減少など雇用や収入に影響を与える状況が続いており、人がふれあい、集う地域活動の再開が難しい状況となっています。

人と人とが接する機会が減り、それに伴って生活上の困りごとや生きづらさを抱えた人たちは、今まで以上に孤立しやすくなり、孤立死、閉じこもりに加え、身体能力の低下や高齢者や児童に対する虐待の増加も予測される社会状況となっています。

これらの状況を踏まえ、本会においては、第2期大阪市地域福祉活動推進計画に基づき、多様な主体の参画・協働を積極的に進めることにより、つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくりをめざし取り組んでいます。

住民主体の理念に基づき、住民生活に密着した地域福祉活動や福祉サービスに必要な各種事業を推進するとともに、総合的な相談支援や権利擁護に取り組み、地域生活課題の予防・解決に向けた小地域福祉活動の支援や地域資源の把握と発信により福祉活動の活性化を進めています。

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(見守り相談室)」をとおして、要援護者が地域の中で安心した生活ができるよう見守りのネットワークの構築をさらに進め、「生活支援体制整備事業」により引き続き、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、多様化する生活課題・福祉課題に取組みます。

地域福祉の発展のために欠かせないボランティア活動、こども食堂などの居場所支援や福祉教育については、ボランティア・市民活動センターを軸として進めてまいります。また、様々な共生社会の実現に向けた地域への啓発、社会福祉施設による公益的な活動への支援、区との連携による災害時体制の推進、社会資源の把握と情報発信をおこないます。

法人運営については、運営等実施体制を強化し、一層の透明性やガバナンスの強化を図り、より効率的な運営に取り組んでいきます。

これらの取組みを推進していく中で、「誰もが安心して暮らすことができる福祉によるまちづくり」のために、多様化・深刻化する生活課題や福祉課題などの解決につなげられるよう、地域・関係機関・団体、行政などと連携、協働し、地域福祉を進めていきます。

＜令和4年度の重点項目＞

1 地域生活課題の予防・解決に向けた小地域福祉活動の支援

各地域で開催されている地域住民による福祉活動等について、住民主体の理念に基づきながら、要望や必要に応じて話し合いの場づくりや研修会など、開催支援をおこないます。また「生活支援体制整備事業」「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(見守り相談室)」により、地域における居場所づくり・見守り活動を促進していきます。各部署が協働しながら地域アセスメントをおこない、各地域の取組みの強みや困りごとなどを共有し、解決に向けて話し合う場をもち、住民同士の見守り・支え合いの取組みを支援します。

2 多様化する生活課題・福祉課題に対する取組み

地域包括支援センターによる包括的・重層的な総合相談事業の一層の強化をめざし、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(見守り相談室)」と協働し、生きづらさを抱える方に寄り添う支援をおこないます。また「生活支援体制整備事業」においては、地域の生活課題を掘り起こし、課題解決に向けて地域と協働し、生活支援サービスの創出や担い手の発掘・養成に取組み、介護予防の観点からの居場所づくり、生きがいづくりに向けた取組みを進めていきます。

近年大きな社会問題となっている子育て世代の孤立化、児童虐待については「あさひ子育て見守り事業」「子育てサービス利用者支援事業」等により、問題を早期に発見し、必要に応じて関係機関につなぐなど、孤立化や児童虐待の防止・軽減につなげます。

また、旭区役所・大阪旭こども病院・区社協の三者による相互連携により、妊娠期から切れ目のない支援を行い、子育ての様々な課題に適切に対応し、子どもの健やかな成長と子育て支援を一層推進するよう取組みをすすめます。

3 参画・協動による地域づくり・場づくり

ボランティア・市民活動センターを主体に、ニーズに応じた各種講座を実施し、担い手の発掘、育成につなげていくとともに、ボランティアグループや市民活動団体、NPO、社会福祉法人、社会福祉施設、企業、学校等と連携、協働し、ボランティア・市民活動の推進に引き続き取り組みます。ボランティア・市民活動については、ホームページ等による積極的な情報発信をおこないます。

生活支援体制整備事業で実施している「男のカフェ」「大人のランチ会」「お寺 de 喫茶」、見守り相談室で実施している「みまもり庵」など、小規模な集いの場を活用した取組みを広げていきます。

また、こども食堂の立上げ、継続支援やあさひ育み学び舎事業による学びの場を通して子どもの居場所支援をおこないます。

4 地域における共生をめざした取組みや福祉教育の推進

認知症や障がいのある方等について、理解が得られるよう、学校や地域、企業等と福祉教育のあり方について検討しながら、共生をめざした福祉教育を進めていきます。また、地域の中での孤立を防ぎ、つながりづくりをつくるための場づくりなど、生きづらさを抱える人の社会参加の実現に向けて取組みます。

5 平時からの防災にかかる取組みの推進

区防災担当とともに、地域の防災訓練に積極的に関わり、社会福祉施設連絡会加盟の施設職員と地域関係者との顔の見える関係づくりを進めます。

旭区社会福祉施設連絡会において 防災をテーマとした取組みや研修等を行うとともに、区社協内においても、災害時を想定した災害ボランティアセンター開設訓練を行うなど市社協と引き続き連携した取組みを実施します。

6 地域資源や福祉に関する情報の把握と発信

あさひ子育て安心ネットワークに属する団体・関係機関等の情報を共有するWEBサイトを活用した情報発信・共有を行い、サイトの活用を促進させ、区内への情報発信に向け検討を進めます。

また、引き続き、ホームページの充実やパンフレットの発行等により、社会資源の情報発信をおこないます。